

## 第 37 回 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成 23 年 5 月 14 日（土）

13：30～15：45

場所：アスパム 4 階 十和田

司会： 本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから「第 37 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。

まず、本日の資料のご確認をお願いします。

本日の資料は、事前に送付させていただいたものが、次第及び資料 1 から資料 7 まででございます。また、本日お配りした資料として、資料 2 の追加資料と出席者名簿、席図がございます。あと、古市会長から「循環型社会の廃棄物系バイオマス」を御寄贈いただきましたので、各委員に 1 部配付させていただいております。

不足などございませんでしょうか。

本日は、田子町長の松橋委員の代理として産廃不法投棄対策室長の中澤一郎様に御出席いただいております。また、井上委員、佐々木委員、西垣委員、藤川委員が欠席されております。

それでは、開会にあたりまして蝦名副知事からご挨拶申し上げます。

蝦名副知事： 本日は大変お忙しいところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

3 月 11 日の大震災におきまして、青森県も 830 億円を超える被害に遭いましたし、また、死者は 3 名、行方不明が 1 名、ただ、青森県の関係者で亡くなった方々が他に 7 名おりますので全体で 11 名ということになるわけでありませけれども、岩手・宮城・福島県に比べるとその死者は少なかったと思っております。

これはおそらく昨年 3 月にチリ沖地震の津波が来るということで警報が発令されました。その時に、当時、避難勧告に従った方が僅か 5.6%という少なさでありました。

庁議で三村知事からこれが問題になりました。三村知事は百石町の町長をされておりますから、津波の怖さというものを知っているわけでありませ。それで、とにかく警報が出たらとにかく逃げるということを経営管理監を通して各市町村と連携をし、様々訓練もしたりしているところにこの津波でありませました。

例えば、三菱製紙にまいりました。あそこは 2,500 人くらいの従業員がいるところでございますが、工場長がいうには、皆全員、徒歩で、旗を先頭に徒歩で逃げたといっておりました。もし 2,500 人が車で逃げた場合、おそらく大渋滞に巻き込まれて、もっと死者が出たのではないかと考えております。工場長の判断は大変すばらしいなと考えております。

ところで、自家用車を残して、そして津波がおさまって帰ってきたら、自家用車は全部流されていたということで、従業員イコール乗用車をどうするのかという話になったそうですけれども、まあ命が助かったということで、これは百石町にある日本ハムの工場も同じように自家用車で逃げないで徒歩で逃げたということでございました。これも、当然自家用車は流されてしまいましたけれども、従業員の命は守られたということになります。

様々なこういう大震災の時に、やはり便利である車が意外と渋滞で大変なことになるということもありますから、様々な場面において想定外のことが起こるということがあるわけでございます。そのために、これから、今回の大震災を契機として様々なものを検証して、今度ああいう津波が来ても何とか皆が助かるような仕組みを、やっぱり国を挙げて創っていく必要があるのではないかと考えているところであります。

一方で、大変な死者がございまして、行方不明者もまだ 1 万人近くいるという中で、国民の中に自粛が大変ありました。本来であれば今年の 12 月 4 日に新幹線が新青森駅までまいりました。3 月 5 日には、はやぶさがまいりまして、当時、青森県は大変な観光客で賑わっておったのであります。ところが 3 月 11 日を過ぎて新幹線が止まりまして、ほとんど観光客は自粛で、温泉街も大変な痛手を被ったのでございます。

それで今、新幹線が 4 月 29 日にまた再開いたしまして、青森県に多くの観光客に来てもらうように今、ディステーションキャンペーンというのをやっているわけでありまして、今、桜祭りも 3 日あたりから、大変、人が出てきまして、まあまあになってきたということでありまして、まだまだ自粛の中にあります。

今、青森県は、リンゴの花が今ちょうど咲いておりまして、見所になってきているわけでありまして。これを観光にしようということで、JR 東日本と様々やりました結果、募集をしたわけでありまして。そういったしましたら、2 千人の観光客がリンゴの花を見て、温泉に浸かってお帰りになるということがございました。エージェント、交通関係者の話を聞きましたら、本当は千人の予約がもっとあったんだと。だけれどもはやぶさに乗れる数が限定されているのでそういうことになったといっていますけれども。しかし、これまで桜祭りは大変な賑わいでもございましたけれども、リンゴの花で観光客が来るというのは少な

かったわけですが、これがリンゴの花でやはり観光客を呼べるなどということも分かったわけであります。

それからもう1つ、今、青森県が進めているのは、皆さんも御存知のとおりマルチン・ルターという言葉がございまして、明日に地球が滅びようとも今日私はリンゴの木を植えるという立派な言葉がございまして、リンゴの木、要は復興のシンボルになっているのでございます。そして、戦後、並木路子さんが「りんごの唄」を歌いまして、その後、美空ひばりも「りんご追分」を歌いました。その結果、戦後、リンゴは復興、戦後復興のシンボルにもなったのであります。従って、リンゴの木を植える運動、復興植樹をやらうとか、いろいろ考えているわけでございます。

様々なことを考えながら、観光客が青森県に来ていただければ、青森県の元気が東北全体の復興につながっていく。知事は、東北は一つである、その東北の中で被害の少なかった青森県から元気を出して東北全体の復興に貢献をしていこうということをいっているわけであります。

長々になりましたけれども、そういう努力をしているわけであります。

今の県境不法投棄産業廃棄物の昨年度の撤去量は約20万3千トンで、これまでの累計撤去量は74万トンを超えたところであります。

こういうふうに順調にやってまいりましたことに対して、各委員の皆様、あるいは地域住民の方々の御協力の賜であると深く感謝申し上げたいと思います。

昨年度は、いわゆる廃棄物量を上回るものが出てまいりましたし、撤去完了期間が1年延長されることになりました。廃コンデンサの確認により現場からの撤去を休止したことや、先ほど申し上げましたように3月11日に発生した東日本大震災により搬出先の施設が被災するなど、県境産廃を取り巻く環境に大きな変化がありました。

また、この廃棄物、大量の廃棄物、福島からずっと青森県まで大量の廃棄物を今度どのように処理していくのか、これも大きな問題があると思います。福島県の場合には、当然放射性物質で汚染されているものがあるわけですから、これらも含め、国がどのような対応策をとっていくのか、我々としては、その推移を見極めながら適切に対応をしていきたいと思っております。

今、特措法の期間延長につきましては、私も環境省に何回もまいりまして、延長というその確約は取っておりませんけれども、ほぼそれに近いお話をいただいておりますので、青森県の田子の産廃につきましては、1年延長して全部撤去できるということで、それを確信しているところであります。

本日の協議会では、県境産廃の撤去実績や環境再生計画の推進、環境再生啓発事業の内容などについて御報告をさせていただきます。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御指導を賜りま

すようお願い申し上げます。

司会 : それでは議事に移させていただきますが、以後の議事進行につきましては協議会設置要領第4第4項の規定により会長が行うこととなっておりますので、古市会長におかれましては議長席へお移り願います。

古市会長 : 皆様、ご苦労様でございます。

ただ今、蝦名副知事よりお話がありましたように、東日本大震災の大変な時期に御参集をいただきまして、どうもありがとうございます。

また、大震災によって被災された方、またその関係者の方々には心からお見舞い申し上げたいと思います。

先ほど、非常に含蓄深いお話を蝦名さんからしていただきまして、青森から元気を発信しよう、東北は一つだというようなお話をしていただきました。政府の方でも復興7原則というものを出されまして、その中で、地域主体の復興をするべきである、国民全体が連帯と共助の精神、お互いに助け合うということですね、それで頑張らないといけない。それから街の建設ということ、これがこれから重要になってくると思うんですけども、安全・安心、それから自然エネルギー等、エネルギー問題がございますので、そういうものも確保していかななくてはならないというようなことが原則の中に謳われております。

先ほども、東北は一つであるというふうにおっしゃって、これは知事がおっしゃっていただいたことだとお聞きしましたが、ざっくばらんに申し上げまして、青森・岩手の県境の不法投棄現場は順調に撤去が進んでおりまして、皆様のおかげで、特措法の方も期間延長、1.5倍といたしますが、80万立米、それから120万トンですか、その予期せぬ増量が見込まれましたが特措法で確保できるということであります。

しかし、それで現場はかなり順調に進んで撤去が進むわけですが、先ほども最後に申されたように、これから再生を考えていかなければいけない、それを地域振興につなげていかななくてはならないというお話もありました。何が申し上げたいかといいますと、皆さん、困っている状況下で、あれだけの、例えば100万立米近く、アバウトですね、の空間があるわけです。ここを活用できないかということです。

例えば、非常に今は県境問題で一緒に悩んでおります岩手県、あちらの方も甚大な被害が出てございます。処理できる10年分以上のがれきが瞬時に発生したと。これを取り除かない限り再生、復興はないわけですね。

だとすると、それのお手伝い、何ができるかなと、我々も何ができるんだらうというふうにと考えると、あそこの空間がうまく利用できないかということ

です。例えば、現地で分別したがいき、特に木質系のものですね、これが多量に出ております。そういうものを二次保管するというか、現地で仮置き処分するのは当然ですが、それを運んで来て一時保管して、どこかに次に処理・処分に持って行くのもあるでしょうし、現地で、例えば木質ボイラーで発電をすとか、そういう活用の仕方もあるのではないかなと思います。これを実現するためには非常にいろいろなハードルがあると思います。それは行政的にも大変だろうと思います。でも、こういう非常時において何が一番優先するかということですね。その辺を真摯に考えて、東北は一つだという視点で頑張れないかなというふうに思っております。この辺のところ、もしか今日時間が最後の方にありましたら、皆さんと議論をさせていただきたいと思います。

今日、蝦名副知事が来ていただいたので、このお話を是非したかったということで、またこの結果につきまして、また御報告させていただきましますので、またいろいろ考えていただけましたらと思います。今日はありがとうございました。よろしくをお願いします。

それでは、座って進めさせていただきますが、その前にちょっと副知事、御退席ですね。

では今日の議題に則りまして進めさせていただきます。できるだけ効率的に進めさせていただきます。最後、10分から15分くらい時間が残りましたら皆様の御意見をいただきながら、先ほど私が申し上げたようなことが可能であるかどうか、これも地域の方がやはり考えていただくしかないと思うんですね、我々がいうことではなしに。

ということで、しっかりいろんな御意見を頂戴できればと思っております。

では早速ではございますが、今日は報告事項が5つほどございまして、協議事項が1つございます。

では報告事項の方から進めさせていただきます。では最初に報告事項1、廃棄物の撤去実績につきまして、これは資料1になっておりますが、事務局の方から御説明をよろしくお願い申し上げます。

事務局： それでは資料1、廃棄物の撤去実績についてを御覧下さい。

昨年度、最終の協議会では2月途中までの報告でしたので、2月分から御報告いたします。

前回の協議会でも説明をいたしましたが、2月10日に現場から廃コンデンサが発見され、その対応によりまして別途契約していたドラム缶入り廃棄物等の搬出を除き、2月14日から3月28日まで搬出を休止したため、2月分は作業日数が13日の538台、撤去実績としては6,408.62トンとなっております。3

月分としましては、3日、32台、378.74トンとなっております。この2、3月の搬出休止が大きく影響いたしまして、22年度の実績は210日、17,158台、203,537.82トンと、22年度目標量223,000トンには届きませんでした。処理方法別では、埋立処理と焼却処理の割合がほぼ半々という状況です。

続きまして、4月分についてでございますが、新年度に入ってから廃コンデンサの追加確認等によりまして現場作業が休止したため、運搬処理の開始は4月20日となっております。ただし、この時点でも震災などの影響によりまして3施設のみでのスタートでございました。このことから4月分は6日間、158台、1,790.22トンに留まっています。

次に5月分は、6日現在でございますが2日間の66台、750トン余で、現在の23年度実績は2,540トン余となっております。

これまでの累計は23年度分も含めまして約742,000トンとなっております。

23年度の月別の撤去実績につきましては、下の左側の表に掲げております。これまでの撤去実績は、年度ごとに下の右側の表に掲げております。22年度は、先ほども申し上げましたが203,000トン余を撤去しております。23年度の計画は、これは予算上の目標でありまして223,000トンを撤去するという目標を立てております。なお、22年度に目標に届かなかった分は24年度の計画に上乘せしております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでございましょうか、5月6日現在までの撤去実績を御説明いただきました。いかがでございましょうか、よろしゅうございますか。これは順調に、まあ一時期そういうのがありましたけれども、順調に行われているということでございます。

ありがとうございます。それでは次、報告事項の2番目、これまた前回少ししていただきましたけれども、廃コンデンサがいくつか出ておりますので、この廃コンデンサのその後の確認と今後の対応、これについて事務局より御説明、資料2、今日は追加資料もございますので、それも見ながらよろしくお願ひします。

事務局： それでは資料2と追加資料を用いまして御説明をさせていただきます。

まず資料2でございますが、廃コンデンサの確認と今後の対応でございます。これまで確認してきた経緯について御報告をいたします。

平成23年2月8日に初めて廃コンデンサを確認しまして、その後、10日には現場作業を休止するなどの措置を講じ、19日には第36回協議会におきまして

今後の対応について協議したところです。その結果としまして、専門家の先生方の助言、評価をいただいて、今後どのように調査をしていくかということを決めることとしました。その後、3月1日にも追加確認され、また3日には今後の調査方法を決定し、4日には廃コンデンサの分析の結果、PCBが検出されたということと今後の調査方法を公表しております。

その後、3月24日ですが、3月1日に確認されたコンデンサからは微量のPCBが検出されたものの、現場内の廃棄物とか搬出済みのもの、あるいは浸出水処理施設の水等からは全てPCBが検出されませんでしたという結果、もう1つは廃コンデンサの状況、端子が外れている痕跡とか内部に絶縁油がないということなどから、不法投棄以前に絶縁油は抜き取られていた可能性が高いと推定したということ、3つ目としましては新たな廃コンデンサの出現に備えまして、掘削・選別工程における初期段階での監視を強化するため、当面、掘削場所に県職員又は特産産廃管理責任者の資格を有する監視員を2名配置して、早期発見することが可能な体制としますという、これら3点について専門家の先生方にご確認いただき、評価をいただいた上で3月29日から搬出を再開しております。それで昨年度は29、30と2日間ですが搬出を再開したところです。

年度が改まりまして4月1日ですが、ここでまた追加で10個確認しております。8日には、その性状についてこれまで発見されたものと同じですということについて確認をいただいております。14日の時点でまた1個追加確認しております。これについては現場の廃棄物の中から出てきたということで、現場の情報等の記録を保存しておくようにという専門家の御意見を踏まえましてそのように対応しております。

20日の時点では、23年度の搬出を開始したという状況でございます。

次のページにまいりまして、25日に至りましては、また4月14日に見つかったところと同じところから1個発見されております。これについても27日までに専門家の先生方のご確認をいただいて作業を再開いたしております。

5月6日の時点で、またさらに普通産廃の集積場所から2個を確認しております。

これらの一連の経緯を踏まえまして、今後の対応ということですが、これまでは廃コンデンサを確認の都度、現場作業を中断して、これまでと同様の廃コンデンサであることについて専門家の確認を受けた後に現場作業を再開してきたところがございますけれども、先ほど、24日の説明で申し上げましたとおり、新たな廃コンデンサの出現に備えまして掘削・選別工程の初期段階で監視を強化するため2名の監視員を配置したということ、それに加えて、これまで20m×20m×2.5mの大きいブロックで掘削工程を管理しておりましたが、4分割した10m×10m×2.5mの小区画の管理に改めることによりまして、廃コン

デンサが混入している廃棄物を早期に確認して、その範囲を限定するということが可能になったところでございます。

以上のことを踏まえまして、廃コンデンサが混入した廃棄物ではないというふうに分かる小区画内の廃棄物については、掘削・選別・搬出作業を継続するということが専門家の御意見を伺いながら改めたところでございます。

これにつきましては別紙の4で、ちょっと何枚かめくっていただきまして、廃コンデンサ確認時の現場対応ということですが、まず1つ目に、掘削工程における廃コンデンサ確認時の対応、2つ目に、特別管理産業廃棄物の選別工程における対応、3つ目として、普通産業廃棄物の集積・積込工程における対応というふうに記載をしておりますけれども、その次に別図ということでポンチ絵を付けておりますけれども、これを御覧になっていただきたいと思っております。

まず普通産廃ですが、掘削場所におきまして監視員を張りつけた段階でコンデンサを発見したということになりますと、このピンクのエリアが10m×10m×2.5mの小区画ということになりますと、この小区画の中の廃棄物の移動先が、例えば、限定的なものですから第3ポイントのところまで行っているということが確認されれば、そのところまでについては作業を中断して確認作業をします。ただし、その先の水色の部分、これについては廃コンデンサが入っている小区画ではないということが明らかですので、これについては作業を継続して搬出をするというふうに改めたところでございます。

特管産廃につきましても同様に監視員をつけておりまして廃コンデンサを発見し、その小区画の廃棄物が第4ポイントまで行っているという場合には、第5ポイント以降の廃棄物はそれとは無縁、違う小区画のものであるので、廃コンデンサの影響はないということで、それについては作業を継続するというふうな取扱いを定め、現在、そのようにしているところでございます。

そのような内容を別紙4の方に記載をしているところでございます。

これが今まで発見されてきたコンデンサを踏まえての対応ですが、その後に追加で確認されたコンデンサがございまして、それについては資料2の追加資料を御覧いただきたいと思っております。

本日追加でお配りした廃コンデンサの追加確認について（追加6、7回目）という資料でございます。

先ほど、5月6日までに発見された経緯を御説明しましたが、その後、5月10日にもこれまで発見されたものと同じようなブロックから1個廃コンデンサの確認をしております。この廃コンデンサにつきましては、これまでと同様に絶縁油がないということと、銘板記載内容から高濃度PCBが使用されたものではないということを確認しておりまして、今現在、専門家の先生方にご確認

をいただいているところでございます。

その後、5月12日になりまして、これまで確認されていたブロックと隣接するブロックですが、そこから1個発見されたコンデンサの中に絶縁油の可能性のある液体が残っているというものを1個確認いたしました。このコンデンサについては、その銘板記載内容からPCB使用コンデンサではないということを確認しておりますが、微量PCB混入の可能性もあるということでございます。これまで中に液体が入っているというものはございませんでしたが、今回、中に液体、絶縁油の可能性のある液体が残っているということで、これまでと性状が異なりますので、現在、現場の掘削作業は休止をしております。その取扱いについて専門家の御意見を今後伺いながら適切に対応していきたいと考えております。

なお、今回見つかった廃コンデンサの小区画につきましては、シートで養生をしておりますとともに廃コンデンサ本体は蓋付きのドラム缶内に保管をしております。

2枚めくっていただきまして、別紙2を御覧いただきたいのですが、この中で追加7回目、青く塗りつぶした小さい四角、これが小区画になりますけれども、10m×10mの小区画、この位置から液体の入ったコンデンサが発見されたということで、このエリアは今、シート養生をして保存しているというところでございます。

次のページの1ページ目の写真は、これはこれまでと同様のコンデンサということでございますが、一番最後、裏のページ、写真の2ページ目ですが、このコンデンサが中に液体が残っていたというものでございまして、右下に内部から採取した油状のものの写真を添付しております。今後、分析をした上で今後の廃コンデンサの取扱い、あるいは掘削方法とか安全確認方法について、専門家の先生方の御意見を伺いながら、慎重に作業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

今までコンデンサが41個発見されたということで、40個くらいまでは碍子も外れて内容物もないので、もう抜き取った後にその躯体だけが投棄されたというふうに考えておりましたが、41番目のものに碍子が残っておりまして、液状のものが残っていたと。これが何であるかというのはまだ分かりませんし、これが昔のPCBが、廃油みたいなものがそのまま残っていたのか、碍子が一部外れておりますので周辺の地下水が今度は流入したのか、そのところは分かりません。

私自身も、これを実際に見ていませんし、今回初めて、私もつい最近発見されたということで見えておりません。それまでのものについては逐一送っていただいて確認をさせていただいて、今御説明いただいた内容であったので了解をしております。この方法自身が、最初に発見された時に監視体制をしっかりとすることが大事であろうと、要するに、発見されてもう下流に行った時にはもう遅いので、どこから出てきたか分からなくなりますので、要するに、そのもののソースと因果関係を一番つけるのは上流側である、発掘されたところであるということで、監視員を2名つけていただいてしっかり監督していただくということにさせていただいたわけです。そのお陰で、まあそのお陰でということはないですけども、こういう危険と考えられそうな41番目のものについても即発見できたということではあるわけですね。ですから、この対応がなかなか難しいというのが率直な感想でございますが。

委員の皆様から、何かこれにつきまして御質問等ございましたらよろしくお願ひします。

澤口さん、お願ひします。

澤口委員： ちょっと教えていただきたいのですが、資料2の追加資料のところ、後段の方ですが、「これまで確認された廃コンデンサと性状が異なることから現場作業を休止し」とありますけれども、これは中に液状のものが残っていたからということですか。

事務局： 先ほど先生がおっしゃられたように、中身の分析はしてありませんけれども、これまでのものにはそういうものが入っていなかったと、今回はそういうものが入っていたものですから、例えば、掘削の過程でそういうものが漏れ出したりとかは、今後してはいけないわけですし、入っていたものについての性状の分析とか周辺の廃棄物をどの辺まで分析するべきなのかとか、そういう取り決めがまだ決まっていないので、そこら辺をしっかりと決めた上で作業を再開したいということでございます。

澤口委員： 分かりました。そうすると、今回出されたこの絵付きの、これは別図と書いている廃コンデンサ様廃棄物に対応する掘削選別作業の概略図ですか、これで小区画をやって、出た部分以外のところは搬出が可能だということをおっしゃっていますけれども、また今回のようなことがあれば、これはまたストップということになるわけですね。

事務局： そうですね、ええ、ただあくまでもブロック管理といえますか、これまで確

認してきたものと同じようなものについては、この青印のものについては全く影響はないだろうと思っておりますけれども、今後、掘削する作業についてはもうちょっと慎重に考えないといけないということで、今、現場はストップしていますので、今もう既に掘削済みのもので問題のないというものについては通常どおり搬出等はしていきたいと考えています。

澤口委員： その点が気がかりなのと、あとは、今回は廃コンデンサですけれども、これから先、どういうふうなのが出てくるか分からないので、その時のことも含めて何か検討をしておいた方がいいんじゃないかと思うんですけれども。今、出てもないものを検討するというのも難しいかもしれないんですけれどもね。どうでしょう。

事務局： そういう意味でも掘削の最上流側に監視員をつけましたので、廃コンデンサに限らず想定外の廃棄物の発見ができる体制になったのではないかと考えています。その性状によりまして、それはまた別途個別の対応になるかと思えます。

古市会長： 想定内外というのが、近々、いろいろなところでお聞きしますけれども、熊の毛皮が出てきたりとか、それから今回のようなコンデンサが、これが一番最悪なものだったと私は思うんですけれどもね、これから出てくる中で一番多分最悪だろうと思うんですけれども。

ただ、液状のものをそのまま捨てるということと抜いてから捨てるということでは、その悪意のレベルが全然違うと思うんですよね。ですから、今ではそれがもう抜いてからということで、まあまあ、そういうこともあり得るかなと思って、これをそのまま入れたまま捨てたとしたら、これはもう非常に殺人行為ですよ、と思います。

ということで、慎重に事務局もやられるということだと思います。

宇藤さん、どうぞ。

宇藤委員： いつもどうもお世話様でございます。

このコンデンサの製造会社のお名前も出ているのですが、この会社に対しては特別何も無いものなのでしょうか。

古市会長： それはどういう意味でしょうか。いつの時期にどういう形で作ったかとか、そういう問い合わせですか。それとも何か責任をという意味ですか。どちらでしょう。

宇藤委員： 責任というか、そういうのはどんなものでしょうか。

古市会長： 西谷さん、どうぞ、お答え下さい。  
担当から？どなたが？山田さん？

事務局： 現在、投棄した可能性のある会社を通じて、今、照会を掛けておりました、  
そういう最中でしたけれども。

古市会長： 投棄した会社？分かっていますか、これ。

事務局： 製造した会社です。

古市会長： これは今までも出ていますよね。16番目ぐらいから。既にそれなりの情報は  
集めておられると思うんですけどもね、製造元に対しては。

山田室長： これまでもコンデンサが出てきた都度、製造メーカーは分かっていますので、  
もしかしてその製造メーカーから排出事業者が分かるかなということで、その  
都度製造メーカーには照会を掛けています。ただ、製造メーカーとしましては、  
その製造年月日などは分かりますけれども、どこに販売をしたか、そこまでは  
分からないということで、排出事業者までにはたどり着けないという状況です。

古市会長： これは40年くらい前で、重量も36キロということですけども、かなりの  
数の同種のものが作られて日本国中にあるということでしょうね、多分ね。

事務局： そういう意味でどこに行ったかは分からないということです。

古市会長： ということで、他にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。コンデン  
サについては我々、専門家の方でしっかりチェックさせていただきますので。  
では、次にまいりたいと思います。3番目の報告で、処理施設との契約状況  
ですね。これにつきまして資料3で御説明をよろしくお願いします。

事務局： 平成23年度の処理施設の契約状況について御説明いたします。  
今年度は4月15日以降、順次契約を締結し、4月20日から搬出を開始とい  
うことになっております。  
まず青森市の青森リニューアブル・エナジー・リサイクル株式会社、処  
理方法は焼却・溶融で、1日当たりの搬出予定数量は15台、約180トンです。

次に八戸市の八戸セメント株式会社、処理方法は焼却・焼成です。1日当たりの搬出予定数量は22台、約250トンです。続いて八戸市の奥羽クリーンテクノロジー株式会社は、これも焼却・焼成です。1日当たり15台、約160トンです。続きまして東通村の三菱マテリアル株式会社青森工場も焼却・焼成で、1日当たりの搬出予定数量は7台で、約80トンです。続いて八戸市の株式会社庄司興業所は廃プラスチック及び木くずの焼却で、1日当たり1台、約3トンです。続いて三戸町に事業所があります株式会社ウイズウェイストジャパンは、処理方法は最終処分です。1日当たりの搬出予定数量は34台で、約400トンです。続いて最終処分、むつ市の株式会社青森クリーンは、1日当たり10台の約120トンを予定量としています。

表の下に参考として東日本大震災による被災状況等を掲載しておりますが、八戸セメント株式会社、奥羽クリーンテクノロジー株式会社、そして許可申請による休止ということで株式会社青森クリーンについて記載しておりますが、4月15日以降、契約を締結して、5月6日付けで全ての事業者と契約を締結したところです。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

八戸の八戸セメントと奥羽クリーンテクノロジーにつきましては、大震災の影響で少し稼働を停止しておりましたが、今、下に御説明がありますように現在は開始しているということでございます。

これで十分な処理能力なわけですね？現在は。その辺のところ、ちょっと見通しを御説明お願いします。

事務局： 昨年と同様の処理施設が全てそろい踏みしたという状況ですけれども、一部、奥羽クリーンテクノロジー、ここは1日15台の予定ですけれども、今のところまだ15台目一杯いっていません。10台です。というのは、施設の方が稼働しまして、いきなり15台目一杯はちょっと、運転を慣らし運転といいますか、そういう形でやりたいということで、ここはまだ目一杯は行ってないです。

古市会長： これでいくと、その辺が従来のようになってくると予定どおりの撤去ができるということと考えてよろしいんですか。

事務局： 今年の目標223,000トンということで、昨年、一昨年度並みの1日の処理量に今年の残った稼働日数を掛けますと何とか230,000トンぐらいいけるという計算になります。

古市会長：　そうですか、ありがとうございました。

　　ということでございますので、何か御質問等ございますでしょうか。  
　　よろしゅうございますか。

　　では次にまいりたいと思います。それでは4番目の報告事項、環境再生計画の推進ということで、資料4に基づきまして事務局より御説明、よろしくお願  
いします。

事務局　：　それでは資料4に基づきまして、環境再生計画の推進について御報告します。

　　県は環境再生計画に掲げられた施策の推進に向けて、昨年度から実施スケジュールに基づいた検討を始めたところであり、「自然再生」では植樹による森林整備に向けた試験植樹の実施、「地域の振興」では県以外の実施主体における跡地活用の促進に向けた全国公募提案者への事業化の働きかけ、それから「情報発信」では浸出水処理施設の一部における資料展示を行いました。

　　今年度は、昨年度から始めたこれら検討を引き続き行うとともに、実施スケジュールに基づき新たな施策の検討に着手します。

　　それでは1番目の自然再生ですけれども、市民参加による植樹活動に向けた機運の醸成を図るため、昨年10月に実施した試験植樹の状況を県のホームページで紹介をしているほか、試験植樹の実施を知らせるのぼり旗を試験地に設置いたしました。

　　今年度も現場内の植栽可能な地山確認済みエリアにおいて現場内の土壌活用をした試験植樹を実施し、今後の本植栽計画の検討に役立てていくこととして  
います。

　　下に、今年4月26日の試験植樹実施場所の状況、写真等を入れて掲載しております。一番上が全景であります。右の下から試験地1、2、3、4となっております。赤い枠で囲んだ部分が、これが試験地の範囲、3m×3mの範囲であります。まだ葉が出ていませんので、ただ土壌を撮しているような形になって  
いますけれども。試験地ごとについてですけれども、下が試験地1の写真です。ちょっと見にくい写真になってはいますが、この場所は右の条件のところ  
で、ローム層と軽石層の混合となります。ローム層というのは、この元々の試験地の土壌でありまして、ここに現場内にある軽石層といわれる砂質の土  
壌を混合させて、さらに施肥をした試験地であります。土壌の現在の環境といたしましては、軽石層と肥料が混合され、試験地の土壌の量が若干多くなっ  
ているので、試験地が周囲より若干高い状態になっておりまして、土壌自体は適度に湿潤しており、現在のところは排水は良好と見られます。

　　苗木の状態ですけれども、26本中、積雪により幹が折れたものが9本見られ

ます。幹が折れていないもの 17 本のうち 16 本に新芽が見られるという状況です。

次のページです。一番上が試験地 1 のハウチワカエデの新芽の状況です。下の試験地 2 です。ここの条件はローム層と軽石層を混合させまして、施肥はしてないと。土壤の環境としては、軽石層を混合しているが試験地の高さは周囲と同等であると。土壤に大量の水を含んだ状態で水たまりが見られます。排水が悪いという状況です。

苗木の状態ですけれども、25 本中、積雪により幹が折れたものが 9 本、幹が折れていないもの 16 本のうち 15 本に新芽が見られます。試験地 2 のハウチワカエデの新芽です。

次のページです。試験地 3 です。ここはローム層単独です。元々の試験地にあった土壤のみで実施しているというところです。ここについては施肥をしています。土壤環境は、試験地は周囲と同じ高さで法面と排水溝に近いエリアが若干湿潤した状態、その他は若干乾燥した状態で、排水は良好であろうと見られます。

苗木の状態は、26 本中、積雪により幹が折れたものが 7 本見られます。幹が折れていないもの 19 本のうち 18 本に新芽が見られます。試験地 3 のハウチワカエデの新芽の状況が次の写真です。

一番下が試験地 4 です。ここもローム層単独、施肥もなしです。元々の試験地の土壤にそのまま植えたという試験地ですけれども、土壤環境は、試験地は周囲と同じ高さ、法面と排水溝に近いエリアが若干湿潤した状態、その他は若干乾燥した状態でありまして、排水は良好と見られます。

苗木の状態ですけれども、26 本中、積雪により幹が折れたものが 8 本見られます。幹が折れていないもの 18 本のうち 17 本に新芽が見られます。

次のページが試験地 4 のブナの新芽の状況であります。

試験植樹につきましては、先ほども申し上げましたけれども、今年度も地山確認済みのエリアにおいて実施していくこととしています。

次に 2 の地域振興です。東急建設株式会社による現場跡地の利活用提案である「資源循環型エコアグリカルチャー」についての同社、それから田子町、県の三者による初めての協議を 4 月 20 日に行いました。

協議においては、バイオマスプラントによる水素製造と施設園芸を行う先行事例の現状と今後の見通し等についての説明を受けた後、ブルータワーシステムについて、原料として使用することが可能なバイオマスの種類、それから確保の方策、製造された水素の販路、施設園芸の仕様の決定に必要な情報の収集、それから事業の実施主体になる複数の関連事業者間による連携・協働のあり方など、様々な検討課題が出されました。これにつきましては、今後も引き続き

協議を行うこととされたところです。

また協議後には田子町の不法投棄現場の調査を実施し、現場の地形、それからプラントの設置場所等、活用可能なエリアの確認を行いました。

それでちょっと飛びますけれども、一番最後にブルータワーシステムの資料を、A3横の大きい資料ですけれども、これは東急建設株式会社の提案に小さい状態で掲載されてはいたんですけれども、ブルータワーシステムそのものについて私どもから詳しくお話をしたことはないので、今回この資料を添付させていただきます。

大まかに御説明いたしますけれども、このブルータワーシステムフローというのが真ん中にあります。左にバイオマス、原料というものがあまして、右の方に、上が水素ガス、下がコジェネレーション設備と。上が水素ガスを生成して下の方が電気熱を作るというものです。

このバイオマス、一番左の原料をこのブルータワーシステムに投入します。このブルータワーシステムというのは熱せられた熱媒体が入ってまして、ここで熱せられたバイオマスがガス化します。それが上の方に上がって行って、このブルーの線ですけれども、改質器という部分を通ることでガスの成分を改善すると。改質ガスは右の方にまいて、用途によって、さらに上では高純度水素ガスになる場合もあるし、それからこの熱を回収することによってコジェネレーション設備で発電に利用されたり、熱そのものを回収したりして、施設園芸というのはこちらの熱を利用するという形になる提案内容であります。

大まかですけれども、このブルータワーシステムというのはこういったものであるということをご参考までに添付させていただきます。

それから資料に戻りまして、3の情報発信であります。浸出水処理施設の稼働期間内における資料展示・公開に向けて、県境不法投棄事案の概要、それから原状回復事業の内容を紹介するパネルやこれまでの環境学習に係る児童・生徒のアンケート集を作成・展示し、今後は現場見学会等で活用することとしています。

今年度も引き続き情報発信に向けた各種資料の体系的整備をはじめ、県以外が実施主体となった資料展示・公開についての検討を行うほか、事業継承案内板の設置、ウェブアーカイブの公開、学校教育への活用についての検討を始めるとしています。

下の写真は浸出水処理施設における展示の様子です。一番下は玄関側から見たパネル展示の様子です。

次のページがパネルの種類として、平成12年の現場の状況、廃棄物の捨てられ方、廃棄物の種類、汚染拡散防止対策遮水壁の設置、撤去作業の流れといったパネルの様子です。真ん中の写真は撤去作業の流れとか、それから平成22年

6月県境不法投棄現場の状況、環境再生・現場イメージ図。一番下は玄関方向を見たパネルの状況を紹介しています。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。環境再生計画ですね、これにつきましては昨年から少しずつ開始しているということで、自然再生の状況、まあ実験的な部分ですね、それから地域振興としてブルータワーシステムの可能性、それから情報発信として水処理プラントの処理施設の中での展示の様子というものを説明していただきました。

いかがでしょうか、何か御質問等ございますでしょうか。

溝江さん、お願いします。

溝江委員： まず自然再生の試験植樹のことについてお尋ねしたいと思います。

積雪で幹が折れたもの、また新芽が見られるものというのが、いずれも本数のみの表記で、15種類試験植樹をしたはずですが木の種類がこれだと分からないのですが、積雪によって33本幹が折れているのは特定の種類の木が折れているのか、あるいは高木類、低木類等関係なく折れているのか。できれば幼木で積雪に強い木がもしかしてあるのかなという思いでお尋ねしました。

それから新芽の写真が15種類のうちハウチカエデとブナの高木類の2種類だけの新芽ですが、低木類のものの方はどうなのかな、あるいは高木類の他の4種類の方はどうなのかなということをお伺いしたいと思います。

古市会長： いかがでしょうか。

事務局： 幹が折れているもののお話ですけれども、モニタリングとしては、苗木1本1本についてモニタリングをしています。今回、御報告する資料として、こういったつくりになったということであります。積雪によっての幹の折れ方についての苗木による傾向というのは見られないと思います。特定の苗木、樹種について強いとか弱いといった傾向は、今のところ見られないなという印象を持っています。

それから、この新芽の状況ですけれども、これもたまたまこの写真はハウチワカエデが試験地3つともハウチワカエデになってしまったんですけれども、これについても1本1本モニタリングはしているのですけれども、特に樹種による傾向というか、そういったものは今のところは見られないです。

折れているものといいましても、中には完全に折れて無くなっているものもあればまだ若干つながっているものなどもありまして、芽が出ているのは折れ

たものの中にも芽が出ているものが実はあったりするんですね。それは今後のモニタリングによってまた評価が必要だと思っています。

溝江委員： ありがとうございます。関連して、昨年10月21日に植樹をしたわけですから、約7ヶ月を経過しているのですが、第35回で報告されたモニタリング調査の5項目について、四半期ごとに成長記録をとっていくということですが、その5項目についての報告というのは私達に対しては、いつ頃、最初の報告を出される予定か、分かれば教えていただきたいと思います。

事務局： 近い協議会の際に、近いうちに報告できるとしています。

古市会長： よろしいですか？溝江さん。  
じゃあ澤口さん、お願いします。

澤口委員： 植樹の関係ですが、これは去年10月に第1回目の試験植樹ということで、今年度の、例えば春、あるいは秋の植樹の計画ということはどういうふうになっているか教えていただければと思うのですが。

事務局： 今年度、試験植樹を計画しておりますけれども、今年度は春に、早ければ6月には実施したいと思っています。  
今年度、子ども達に実際に現場で植樹をしていただくという計画を持っておりますので、それらについては6月から始まりますし、それ以外に県として昨年度のような試験植樹を春から始めようと思っています。

古市会長： よろしいですか？どうぞ。

澤口委員： 春の分はいいのですが、秋の分の予定というのがちょっと今、明確にお答えになってないと思うのですが、もし秋にやられるとすれば、もう少し早い時期に試験植樹をすることを是非考慮いただければなと思います。

古市会長： いかがでしょうか。何か、山田さんの方で。

山田室長： 秋の分については、まだ具体的には決めておりません。これからの地山の出具合といいますか、植樹するスペースが出るかどうか、その辺がありますので、とりあえずは6月には1回やりたいと。秋は去年遅かったという話もありましたので、もし秋にやるのであれば、もうちょっと早めにできればなと思っています。

いますけれども、地山の出方次第です。

古市会長： そういうことですね。

他に、植樹、自然再生だけではなく他のものについていかがでしょうか。地域振興とか情報発信ですね、いかがですか。質問はございませんか。

じゃあ溝江さん、お願いします。

溝江委員： 2つ目の地域振興のブルータワーシステムのことについてお尋ねしたいと思います。産業廃棄物に覆われた山が、環境に優しいエネルギーを創る山に生まれ変わるというすばらしい構想で、またエネルギーの地産地消、また地域振興という点でもすばらしい構想なので、是非実現して成功をさせたいなど。このことについては前回もお話をしましたが、いろんな様々な検討課題が出されたということを書いています、お伺いしたいのは、この計画の建設コストがまずどのくらいのあれなのか、それから採算性、それらのことについて。それからあと1つは国の補助金の見込みのことについてお答えいただければと思います。

古市会長： これは前提条件としてはあれですね、国のプロジェクトか何かで採択されるということが前提条件ですね、そうですね。

今、データ、分かります？規模がちょっと決まらなとあれなのでしょうけれども。

山田室長： 事業費自体はちょっと今、調べていますけれども、ちょっと私も今、頭の中に残ってないんですけれども。その収支と申しますか、その話もいろいろな条件がありまして、原材料となる木材、その買取価格の問題もあります。それがいくらになるかという問題もありまして、その収支についてはまだなかなか難しいと、木材の買取価格等によってまだどうなるか分からないと、今のところはまだ不透明ということです。

それから、この計画については国の補助金が出ることを前提にしてやっておりますけれども、今後、国の方でその補助金が継続されていくのかどうか。この事業を現場でやるとしますと、廃棄物が撤去された後、25年度ですから、それ以降の現場での工事とかになりますので、そのあたりに国の補助金制度がどうなっているか、その辺も見極めながら進めたいというふうに聞いております。

古市会長： 福岡の方は、これは予算がついたけれども、福岡と出雲は出てますね。新潟とかいくつかのものを、前回御説明をいただいたですよね。どれかがうまく予

算がつかなかったとかおっしゃっていましたよね。

山田室長： 確か、新潟が結果的にはつかなかったというふうに聞いていました。

古市会長： ということですね、はい。こういうのは事業としてみた時、たまたま、今日、我々の研究室で出版した本を御寄贈させていただきましたけれども、その本で一番大事なことは、事業として成り立つためには要するに5つの条件があって、インプットの木質系のバイオマスが確保できるか、どのくらいのお金で確保できるかとか、量、質の問題。それからアウトプットだと、この場合ですと水素、これを買っていただけのような市場があるか。燃料電池というのはなかなかまだ実用化まで、ある程度はしているんですけども、採算性のところがなかなか難しい。

ですから、インプット、アウトプット、それから装置はこれなんですけれども、どこが運営主体になってやるのか、民間だけでやるのか、それともPFI的にやるのか、いろいろ事業形態があります。それと、ああいうところで成り立つのかどうかという話もあります。

ですから、そういう5つの要因がうまくシステムとして動いた場合、採算性が採れるということでもあります。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、これ、水素をとるという話もありますし、メタン発酵をしてメタンガスで熱発電という話もありまして、それから熱利用をするということで木質ボイラーにして、要するに最近では北欧の方では、フィンランドでは重油とか天然ガスのボイラーを木質に代えて、要するに再生エネルギーを主にした発電が行われようとしていますので、だからそういう直接の熱利用という形もあります。

だから、いろんなことの集積の中でこれを考えている、今はプランの段階ですので、どれだけ現実性があるかというのはこれから今後詰めていかななくてはいけない。大きなハードルは、要するに国の補助がつかなければというのが今の現状であるんだろうと思います。

ある程度規模が決まれば、はじくことは可能だと思います。

溝江さん、よろしゅうございますか。

他にいかがでございましょうか。

石井委員、お願いします。

石井委員： 私の方からは情報発信についてお尋ねします。

浸出水処理施設にこのような展示、第1号といいますか、第一歩といいますか、そういうことでやれたということで非常に評価しております。おそらくは

次の資料の説明であるんでしょうけれども、現場に施設見学に来た小学生だとか、あとは一般の方々に多分こういうことを見ていただいて、より説明を、今も現物がありますけれども、昔こうだったんだよという写真を見せるということとは非常に素晴らしいことだと思います。

今年度も引き続きと資料にはありますけれども、パッパッとこう見させていただくと、まだ体系的にまだ十分でないところもあると。確か技術だとか知恵だとか苦労だとかという継承だとか、まだまだ最初に掲げた情報発信の再生計画に書かれていたような内容がまだ十分といいますか、ここにはまだ反映されていないというのは承知のとおりだと思いますけれども、引き続きこういったものを充実させていただくように頑張っていたいただきたいなと思っております。コメントです。引き続きどんどんやって下さいという意味です。

古市会長： もう少しいえば、もうちょっと頑張つてよという意味でしょう？

山田室長： よろしいでしょうか？

今回、子どもさん達とか一般の方々用にこういうパネルを作りましたけれども、一番大きいのは、石井先生がおっしゃるウェブアーカイブといいますか、そういう形のものを整理して欲しいということだと思いますけれども。

石井委員： いろんなレベルがあると思うんですね、小学生だとかそういうレベルと、あと、ウェブアーカイブもありますし、あと、こんなお話をしたかもしれませんが、子どもさん達もスーパーファンドで有名になったラブキャナルというアメリカのある汚染現場で、一番、スーパーファンド法の契機になったサイトの近くのEPAの施設では、我々、技術者が行っても、いつでもそういう技術的な情報が引き出せるようになってきているといいますか、いわゆるいろんなレベルに合わせた情報が非常に体系的に整理されているという意味で、そういったものを整理して欲しいということも含めて、整理して欲しいという意味でした。

山田室長： そういうことだと思いました。これまで現場の調査の状況とか、それからそのような処理の仕方なり、遮水壁の話とか水処理の話、非常に技術的な話、いろんなものの集積がありますので、その辺はちゃんと整理をして今後検討して整備していきます。

古市会長： また余計なことをいうかも分かりませんが、今回の大震災でもね、復興会議で一番に挙げておられるのが、やはり情報の次世代への継承ということですね。ですから、教訓、まあ追悼と鎮魂というのをベースにしながらこうい

う悲惨な現状を二度と起こさないように次世代につないでいくと。そのためにはどうあるべきか、ということが問われているわけですね。これが一番重要なことですね。

ですから、そういう観点から見た時に、これで本当にそれができるのかというところをもう一度考えていただいたらどうかと、私も思いました。よろしくをお願いします。

他にいかがでしょうか。

宇藤さん。

宇藤委員： この情報発信の部分で、これは水処理施設の中にやって下さっていると思うのですが、この水処理施設の中に今後も内容を膨らませていくということなのか、それとも違う場所を検討しているというか、さっき石井先生もおっしゃったようないろんな情報を引き出せるような場所はどういうところなのか、どういところに行けばそういうのが分かるのかとか、そこら辺まで。

古市会長： ここら辺のところ、前に随分議論をしましたよね。県の立場としては水処理施設を利用したいというのがお考えでしたけれども、その後、いかがですか。

山田室長： 水処理施設をまず基本的に考えていますけれども、スペースの問題もありますけれども、今後もスペースを何か見つけて何か展示できるものがあればと思っていますけれども、それ以外に、これについても今、いろいろと検討はしていますけれども、県主体でなくて県以外のところでそういう場所で作ってもらえるところがないか、その辺、今、いろいろと検討はしています。見つかるかどうかはこれからですけれども。

宇藤委員： さらに水処理施設の場所はこれからずっと続ける場所でないって、前にもお聞きしたことが残っておりますので、私は気に掛かっておる部分です。よろしく御検討をいただければと思います。

古市会長： そういう意味では半永久のモニュメント的なイメージも必要ですからね、水処理施設が無くなったら全部情報が無くなったでは困りますからね、という意味ですね。よろしくをお願いします。

他にいかがでございましょうか。よろしいですか。これは見守っていくしかないかと、その都度発言をさせていただくということで。

次に移りたいと思います。県境発・環境再生啓発事業(計画)ということで、事務局より資料5ですが、お願いします。

事務局 : それでは資料5に基づきまして、平成23年度県境発・環境再生啓発事業(計画)について御説明いたします。

県境発・環境再生啓発事業ですが、昨年度まで実施していました次代につながる県境再生啓発事業の後継事業です。環境学習による啓発事業については、これまでも平成16年度から毎年度実施しております。資料の裏面にこれまでの実績を載せていますので、参考までに御覧下さい。

表の方に戻りまして、御説明いたします。1の事業概要ですが、県境不法投棄事案に係る原状回復対策事業の状況を公開することによって、原状回復対策事業への理解促進を図るとともに、環境保全の大切さを学んでもらうため、田子町及び処理施設所在市町村の小・中学生等を対象に、出前講座、現場及び処理施設の見学、試験植樹を実施するものです。また、普及啓発のDVDを作成するほか、県の取組みに関する記録映像を蓄積することとしております。

昨年度までの事業との違いですが、見学会に参加する対象を田子町及び処理施設近隣の小・中学生としていたものを、今年度からは田子町及び処理施設所在市町村の小・中学生と、若干対象を広げました。

また今年度からの新しい取組みとしては、現場見学会に参加した児童・生徒の方を対象に、現場見学の際に併せて試験植樹を行ってもらうということを計画しております。

2の実施計画ですが、今年度は下の(1)から(6)までの項目を実施することとしております。(1)の出前講座ですが、今年度、今のところ5校で実施予定です。出前講座については一般までが対象となっておりますので、今後、申し込みがあれば、随時実施していくこととしています。(2)の不法投棄現場見学は、小・中学生を対象に5校で実施予定です。うち、4校については試験植樹も併せて実施することとしております。この4校というのは、現場見学をしたいという申し込みがあった5校に対して「試験植樹もやろうと思っているのですがどうですか」と聞いたところ、「是非学校の方でもやりたい」ということで希望されたのが4校ということで計画しております。(3)の処理施設の見学は小学生を対象に10校で実施することとしております。(4)の県民現場見学会については、昨年度同様、記載の3ルートで9月及び10月に実施予定です。(5)啓発DVDの作成ですが、平成21年度にも同様のDVDを作成しておりますが、昨年度、推計量の見直し等状況に変化がありましたので、それらの状況の変化も含め、今年度新しいものを作成し、出前講座や見学会の際に使用するほか、図書館等に配付し啓発に活用することとしています。(6)県境の記録の蓄積ですが、教材や後世に伝える資料として活用するということで、映像の記録を蓄積しております。撮影する内容としては、現場の様子を春・夏・秋・

冬と、四季に分けて撮影をしたりですとか、環境学習の様子、その他、県の取組みについて撮影をすることとしております。一番下に事業期間ということで記載していますが、平成 23 年度から撤去終了予定の平成 25 年度まで継続して実施していくこととしております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか、再生啓発事業について。溝江さん、どうぞ。

溝江委員： 不法投棄現場見学と処理施設見学については、対象の市町村等が限定されてやられているのですが、より多くの市町村の子ども達にこれからは情報発信していきたいものだなあと。できれば対象を広げる意向はないのかなと。

具体的にいいますというと、三戸郡全部で6町村あるのですが、田子町さんだけに限られているわけですね。田子町の隣の三戸町も入っていない、新郷村も入っていない、五戸町も南部町も階上町も全然入っていない。それから八戸市については旧八戸市の学校だけです。実は、八戸市は合併で旧南郷村と合併して、いろんな活動をする際には必ず旧八戸市内の学校も含めるし、元の南郷村も含めるという形で、いろんなことに気遣いをしながら合併後の活動をしてきていますが、旧南郷村の学校が1校も入っていない。

そういうことで、もうちょっと範囲を広げられないかなという感じです。

2つ目は、裏の方の一番最後の、「次代につなぐ県境再生啓発事業」、これは質問ですが、昨年1回目の時にこの出前講座の1団体については三戸郡の小・中学校社会科教育研究会1団体という資料を昨年の1回目で資料を出されましたが、その後、2団体が新たに希望をして入ったんだと思いますので、その新たな追加された2団体名、それから21年度の1団体が分からないので教えていただきたいと思います。

事務局： まず1つ目の質問で、対象をもっと広げて欲しいということだったんですけども、三戸町については、ウィズウェイストジャパンがあるということで、三戸町内の小・中学校に対しては今年度も御案内を差し上げたのですが、残念ながら応募をいただけなかったということになっています。それから八戸市の旧南郷村の小・中学校についても、現在は八戸市ですので今年度も募集の御案内を差し上げていました。ただ、残念ながら応募がなかったという状況でございます。より多くの子ども達にということだったんですけども、やっぱり学校の方でもいろいろ話を聞くと忙しいようで、特に今年度、英語教育の関係で、私もこの案内を差し上げた時にいろんなところに、去年実施した学校等に聞いて

てみたんですけれども、英語教育の関係がどうしても入って来たというので、忙しくてなかなか総合学習に時間を割けないというお話も聞いていましたので、いろいろ募集はしているんですけれども、学校の方でも事情があるということです。

それから、2つ目の御質問ですが、22年度の3団体の内訳ですが、1団体については昨年度の協議会で御報告しました三戸町の社会科教育の先生方のところでした。それからもう1つ目が、県職員ですが、現場がある田子町を管轄としています三八地域県民局の地域整備部です。地域振興の関係で道路工事とかもやられているので、詳しく学習をしたいということで出前講座をやりました。それからもう1つが青森市の北東ロータリークラブさんというところで、これはいろいろな青森市内の企業の社長さんとかが参加されている団体ですが、一般的にそういう不法投棄の勉強をしたいということで申し込みがあり、出前講座をしたところでございます。

それから21年度の1団体につきましても、三戸地区の小学校の社会科研究会がご応募下さったという状況です。

古市会長： はい、ありがとうございました。  
よろしゅうございますか。

溝江委員： 学校の方が忙しいということで、まあ、こちらの方の説明に対しては応えられなかったということですが、学校に案内を差し上げるのはいつ頃やっているんですか。

事務局： 1回目の案内は、いつも12月頃です。

溝江委員： 実は学校は12月から次年度の教育課程編成というのをして、遅くても12月から初めて1月には決定してしまうということがありますので、学校の都合を考えると、もう少し早い時期に呼び掛けた方が誘いに乗りやすいと、そういうことがありますので、次回からは是非もう少し早くにアプローチをすれば希望をする学校さんが出てくるだろうと思います。それと県の熱意によって変わるとも思いますので、よろしく願います。

事務局： はい。

古市会長： 他にいかがでしょうか。小田委員、いかがでしょうか。

小田委員： 溝江委員のお話、本当にそのとおりだと思います。やはり学校は、とにかく今年度の計画というのは次年度のうちに作られているということもありますし、でもちょっと難しいなと思うのは、今年度の担任というのは次年度のうちに分からないので、そこでどういう計画を持つかなというところは、やはりそこではその学年担当の教諭の熱意、総合計画の学習の中にこれを組み入れようかどうかというところに、実際のところになるとやはり学年を担当した時のその教諭の意識もあると思いますので、そのあたりは学校で組んでおくということと、やはり担任の意識の高さ、そこにもこれから啓発していかなければいけないなということもありますので、先ほどの情報発信のところではやはりもっと工夫というか、例えば県でも月に1回広報を県内に発信されていますよね。その中にこういう県境不法投棄についてのいろんな資料があるんだということ、DVDにつきましても小・中学校や県民への貸出をしている、それを活用して欲しいということ、是非いろんなところでアピールして、そして活用していただくような工夫をするということと、それからやはり技術者にも、せっかくこういうような、今、私達に取り組んでいる不法投棄についての事業について、やはりこれを後世に、次世代につないでいくというためにはやはりそういう技術面での蓄積もあるんだよ、こういう情報も活用して欲しいというようなことなども、是非どこかで、広報とかアピールするという、そういうことをこれからもっともっと工夫して是非活用されていくようにすればいいなと思います。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。貴重な御意見、ありがとうございます。

他にございませんか。

これね、裏のところを見たら、このプログラム事業、18年度から20年度と、それから21年度から22年度、県の予算でやられているやつですよ。18年度から20年度の方はだんだん減って行って、かなり危うい状況だったんですけども、21、22の方は22年度にかなり頑張ってもらえた、実践されたと、その辺何か経験なり改善策は特別なものがあったんですか。

事務局： 先ほど溝江委員からもお話をちょうだいしたように、やっぱり学校の方に呼び掛けるには時期というかタイミングがあるということも、私達も毎年やっていて勉強していましたので、学校の方のタイミングに合わせた広報もやりましたし、あとはホームページも結構充実させるようにして、いろんな人の目に触れるようにということで努力はしていたところです。

古市会長：　そうですか。これ、23年度も続くんですね。

事務局　：　そうです、23年度も。

古市会長：　そうすると、これはどんどん右上がりになっていくだろうと予測されるわけですね。よろしくお願いします。

溝江委員：　三戸郡も八戸市も、小学校長会も中学校長会も、毎月定例会をやっています。やっぱりトップの意識が変わると学校全体の職員の啓蒙という意味でも変わると思いますので、できれば早い時期に校長会に直接出向いてこの事業の協力依頼をしたらどうかと思います。

古市会長：　ありがとうございました。その辺、情報をいろいろ取り入れてやられたら。宇藤さん、どうぞ。

宇藤委員：　何か自分の話ですが、田子の人達のこの不法投棄に対する関心が低いんじゃないかというような指摘を受けましたので、実は女性部関係に少し携わっているものですから。この間、女性部の方で企画をして県の方達の協力を得まして、現場の視察に4月19日に行ってまいりました。人数は17、18人で少なかつたんですけども。

やっぱり、行ってみて説明を受けて、いろんな、私が思った以上に皆さん関心はお持ちでしたので、やっぱりこまめな活動は必要なのかなという気はしてまいりましたので、これからもよろしくお願いいたします。

古市会長：　はい、県の方、よろしくお願いします。

ちょっと最後に、これ、県の予算でやられているんですけども、県外への、例えばアピールとかDVDの貸出とか、何かそういうようなことは、ここ自体がオールジャパンの事案でのものですから、かなり県内に普及することは大事ですが日本全体に行き渡らせるということも重要なかなという気がするんですけどもね。その辺はいかがなものですか。何かお考え、ありますか？

山田室長：　確かに現在のところは県外に積極的に発信ということはないんですけども、ホームページで県外の方にも見ていただければ。確かDVDの貸出とかはしていますので、確か県外、いくつかは差し上げているんですね。

事務局　：　そうですね、いろいろ問い合わせがあって、東京都であったり静岡県であっ

たりとか差し上げていました。

古市会長：　そうですか。DVDを差し上げる？

事務局　：　そうですね、はい。

北沢室次長：　DVDを更新した際に、雑誌インダストとか、業界紙等にPRしてもらったために載せてもらったりというようなこともしたこともございます。

古市会長：　そうですか。是非そういうことをしていただけたらと思いますね。豊島の事例はかなりもう普及していますので、同じようにする必要があるかどうかは別として、違った展開の仕方というのはあると思いますので。

小田さん、どうぞ。

小田委員：　不法投棄現場見学のことですけれども、裏の方に21年、22年度の現場見学会、県民対象のところ、22年度は倍くらいになっているんですね。そして、この時は、今まではそれこそ田子とかその周辺の方が多かったのが県全体を対象を広げての実施ではなかったかなと思うんですけど。そういう計画は、今年度はないんでしょうか。

事務局　：　今年度の県民現場見学会についても対象は県内全域ということで考えています。

小田委員：　そうですか、ありがとうございます。

それに付け足して、県内全域ということで、先ほど小学校の方とか中学校、学校に関わるところで先生方の意識をこちらに向けるために、学校現場の先生方を対象にしたこの現場見学会というの、もし持てるものだったら、例えば夏休み中とか、そういうのをもし持てたら少しは関心をさらに向けて、是非これを子ども達の学習の中で取り入れたいというふうにつながっていくこともあるのかなと期待しています。

古市会長：　非常に重要な御指摘だったと思うんですね。普及しようと思うとリーダーに普及するのが一番効率的ですよ。これはどんな場面でもそうだと思うんですよ。ですから、先生方及びそういういろんな団体のリーダーの方の意識を高く持っていただけるような普及の仕方をする、それからどんどん広がっていく可能性がありますので、是非そちらの重点化というのも御検討いただければ

と思います。ありがとうございました。

では、こればかりやっているわけにはいきませんので、一応これで報告事項は終わりたいと思います。

次に協議事項が残っておりますので、これに移りたいと思います。それではちょっと時間もだんだん厳しくなってきたのですが、資料6に基づきまして、原状回復対策事業完了に向けた検討課題について、事務局より御説明、よろしくをお願いします。

事務局：資料6を御覧下さい。原状回復対策事業完了に向けた検討課題ということで、1枚で整理させていただきました。

まず趣旨でございます。廃棄物等の撤去完了に伴いまして、廃棄物や汚染土壌からの浸出水はなくなり、浸出水処理施設には地下水のみが流入することとなります。このため、今年度から実施しています現場内地下水、揚水井戸3ヶ所の水質のモニタリング状況等を踏まえ、県境部を頂点といたしました表流水・地下水の管理など、原状回復事業の完了に向けての検討課題を整理する必要があるということで考えております。

2番目といたしまして、今後の浸出水及び地下水の推移につきまして簡単な模式図で示しております。(1)現況、平成25年度までの廃棄物の撤去作業中の状況でございます。右手の、現場内ではちょうど東側になります右手の廃棄物の方から黒い矢印で示しております浸出水、これがしみ出しております。このことによりまして、灰色の矢印で示しました地下水、これが一部地点で環境基準を超過しているという状況でございます。これらの地下水につきましては、図面で見ますと左側、白抜きで入っていますけれども、現場内では西側にあたります揚水井戸3ヶ所で揚水して、浸出水処理施設、こちらの方で廃棄物からの浸出水、表面を流れてくる廃棄物からの浸出水と共に浸出水処理施設で処理して、計画処理水質以下まで処理して放流しております。

これが(2)で示しました廃棄物等撤去完了後、平成25年度からのイメージになりますけれども、この25年度以降につきましては上の図と異なりまして廃棄物等からの浸出水は無くなります。それから、このことによりまして地下水の汚染源が無くなりますが、一部、汚染地下水が残存する可能性があるということが考えられると思います。

そういうことで、汚染のないものにつきましては白抜きの矢印、汚染の残存するものが灰色の矢印ということで模式的に示しております。

地下水の水質につきましては順次変わっていくということが想定されますので、この水質の状況によりまして浸出水処理施設の稼働停止要件、こちらを整理していく必要がございます。

なお、岩手県側につきまして若干補足いたします。岩手県側は現在(1)の現況ということで、右側の方に矢印と線を入れておりますが、県境の方に鋼矢板による遮水壁がございまして、こちらの方に溜まってくる地下水につきましてはポンプアップをして処理されているという状況になっております。

それから、廃棄物の撤去完了後、これはまだ計画といえますか、岩手県側の計画に記載されている内容でございますが、特定廃棄物、産業廃棄物等の除去完了後に表流水及び地下水が共に東側に流下するよう、県境を頂点として東側に次第に低くなるよう地形成形や地盤改良など必要な措置を講ずるということで記載されております。

今後の検討課題になります。まず(1)でございます。県境部を頂点とした表流水・地下水の管理。まず青森県側の地下水と表流水をどういう形で管理をしていくのかという部分が出てきます。それから(2)として、先ほど申しましたように浸出水処理施設、この稼働停止要件となる水質と確認方法、また判断基準と、こういうことを検討する必要が出てきます。それから(3)として、浸出水処理施設の稼働を止めた後の周辺環境のモニタリングをどういうふうにやっていくのかということが出てまいります。それから(4)として鉛直遮水壁、これを今後どういうふうに取り扱っていくのかという課題が出てくるかと思えます。

これらの課題につきまして、今年度から順次検討を進めていきまして、皆さんの意見、それから協議をいただきまして、計画の中にいろいろ盛り込んでいきたいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

古市会長： ありがとうございます。

これは協議事項ですが、結局これ、原状回復事業の終了といえますか完了をどう判断するかという話に関して課題みたいなものを挙げていただいているわけですが、今日は何を協議されるのか？ということで協議をしますけれどもというアナウンスと考えていいんですか。要するに、今日の時点では何を審議するのかというのを教えて下さい。

山田室長： 今日具体的に協議ということではなくて、今後、こういう課題について検討をしていただきますという、ある意味アナウンスといえますか、そういうことで考えていました。これから具体的に会長はじめ打ち合わせをしながら協議会の方に諮っていきたいと思っていました。

古市会長： そうしますと次回以降、もっと具体的に審議内容としてこの課題をもう少しブレークダウンした形でお出しただけということですね。

ということで、皆様から何か御意見等、よろしく申し上げます。次回からこれを深めていくということで。

石井委員、お願いいたします。

石井委員： 次回から深めていくということなのであまり深くは申し上げませんが、2つだけ。1つは、やはり真ん中の下の方の図ですか、地下水の汚染源なしとありますけれども、これは県境をまたいだ岩手県側から流れてくる地下水がこのような状況になったという前提、あるいは岩手県側も完全に修復されたという前提でなければこの地下水の汚染源なしというような、いわゆる撤去後の完了の絵というのはこういう状況ではないということですので、バウンダリーに関してはこれから、次回以降、しっかり詰めていかななくてはいけない、これは極めて重要な課題であるというのが1つですね。

それから、今回、この資料では完了に向けたと書いていますけれども、平成25年以降のところに、環境再生、例えば植林であり、資料のバイオマスに係る提案がありましたけれども、後は情報発信ですか、どういうふうにつなげていくかという視点が大事だと思うんですね。ですから事業完了は次の再生の始まり、まあかぶるところもあるので必ずしもパンと線は引けないんですけども、両方、現場の時間は連続していますので、これで、「はい、やったらおしまい。では次」というのではなしに、例えば植林をするのであれば植林をするためにどういうふうな現場の成形をしていきながら最後終わっていくんだとか、そういったような次につなげていくようなことを少し考えながら、今後の検討課題というものも、もう少し抽出すべきものがあるのではないかなと思いました。

古市会長： はい、いかがでございましょうか。まあ、要するに上流側が汚れていれば下流は必ず汚れるわけですから、上流側が終わらなかつたら終わらないよという、至極当然のことで、これが一番難しい問題ですけども。

それと2点目は、やはり修復事業は終わるけれども再生事業は始まるよという話で、これは一貫してやっていくというのがこの協議会でのスタンスでしたものですからね、その辺をしっかりと踏まえた上で御検討をいただきたいということだろうと思います。

他にいかがでしょうか。要望をどんどん挙げていただいて。

じゃあ福士委員、お願いします。

福士委員： 僕も石井先生のおっしゃったことの1番目が非常に気になっていまして、要するに、岩手の方から、前の調査の結果、出ているんじゃないか、まあ出てい

るとはいいませんけれど、ということがありますので、岩手の完了計画が今のところ、最近ちょっと情報を私も勉強をしていますが、いつ頃になるかで相当違うんじゃないかと思うんですね。ですから、ここのスケジュールのところには岩手のも併せて書かないと、これは不測の事態が生じて分からないということになっちゃうんじゃないかと思えますね、と思います。

それからあと、これは後で会長さんの方から話があるかもしれませんが、例の震災のゴミ、万々が一、ここで受けるという話になれば、もうまるっきり変わってしまいますのですね、そこのところは、まあ当然これは今のところ前提としてないということではじめのしかないと思えますけれどもね、そこもあるだろうと思います。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

他にいかがでしょうか、要望は。

はい、小保内さんですね、はい。

小保内委員： まさに岩手の分の処理が、大船渡の太平洋セメントが被災したということで遅れてくるだろうという見通しがあるので、私もちょっとそこのところをお話しておきたいなと思っておりました。いずれ両県でいろいろ打ち合わせをしながら進めていただきたいということが1つでございます。

それから被災地の状況であります、岩手県の場合は内陸部の町村の担当と沿岸の町村が決まっています、私ら二戸地区におきましては普代村以北、洋野町まで沿岸の4市町村を担当しております。その中の一番の被災地が野田村でありまして、そのものをこれからどう処理するかというのがこの県北地域の対応になりますので、多分、そのところでいろいろと御相談をしなければならぬことも出てくるかもしれません。

もう1点であります、放射能の関係がありまして、デーリー東北などにも載っておりますが、実は隣接の牧野から、我々今日から牛を撤退させております。基準を上回るデータが出まして、これにつきましては二戸で測ったものではなくて滝沢村という盛岡の隣の所で測ったものが基準値を超えています、そういう意味で二戸ではまだ測っていないんですけれども危険性があるということで、今日から牛を下げていますという状況でありまして、いずれ、ちょっと変わった状況もポツポツ出てきまして、被災したのがこの雨で落ちたのかもしれないし、そういう状況も出てきているとの情報をまずお伝えしておきたいと思えます。

古市会長： 今の、県内で、まず自分のところで賄いましょうということで分担を決めておられるわけですね。聞くところによりますと、2,500万トンとか2,600万トンのがれきが出てくるわけですね。そうすると被災県だけでは10年以上、宮城県なんて15～16年分とおっしゃっていますよね、岩手県でも多分10年以上だと思うのですが、それを仮置きするなり、それから処理・処分するなりは見通しというのは、まあ御相談をしたいとおっしゃっているのであれなんですけれども、その辺の見通しはどうなっているのでしょうか。

宮城県の場合は県内でとりあえずやる、というような計画をお立てになっていますよね。岩手県の場合はどういうふうに。

小保内委員： 宮城の場合は仮設の処理場を4基ほど造って仙台周辺で処理していこうという話がありまして、そちらの方は市長会を通じて話は聞いております。岩手県の場合は、実は我々の分担地域は、もう行方不明者は海に持って行かれた3人だけで、後は皆、もう死亡確認をしておりますので、重機が入ってある程度山積み状態にしております。それから、我々より南の方はまだまだ人捜しをしながらの状況でありますので、まだああいう被災の状況が残っております。ですから、多分我々のところが最初にそういう処理を始めるところになると思います、県北沿岸地区が。

古市会長： ただ10年分以上のものですからね、復興といった場合、1年くらいは先程おっしゃられたような生活環境だとかいろんな身元不明の方とかいろんな問題がございますけれども、1年目、3年目になってきたら、もう撤去をしない限り再生ができませんよね。ですから、量とそのスケジュールの問題、そういうのが可能かどうかと、その辺は何かお聞きになっておられますか。

小保内委員： 6月の最初に内陸の市町村長と知事の会議がありますので、その中で多分話は出てくると思いますが、今の段階ではまだ何も。

古市会長： 多分そうでしょうね。これからが本番といいましょうかね、がれきの本当の問題が出てくると思います。これは大変なことになると思います。私も実は神戸の、新大阪に住んでいましたので若干、いや直接被害は無かったんですけどもね、そのすごさというのを体験しましたし、調査にも行きましたし、それからがれきの収集運搬計画みたいなのを立てたことがございますので大変であるということは重々承知をしております。ですから、今回も多分、それ以上に大変だと思います。

ですから、そういう意味で、先ほどちょっと申し上げたのは、受け皿がある

ということはすごいことですよね。これが非常に被害地であって不法投棄の被害を受けて大変な場所ですけれども、この空間がある、受け皿があるということはね、これは永久ではなしに、それはやはり助けてあげないといけないんじゃないかなと私は思うんですけれどもね。もう数年のことだろうと思うんです。

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

ということで、これに関しましては、多分、共通的には青森県だけで完結できない。ですから上流側の、特に境界を通して、県境を通して有害な汚水みたいなものが流れてくる可能性があるのも、その辺の状況を見ながらやらないとダメでしょうということで、この辺を重点的にやっていただきたいというのが委員の皆様の御意見だと思います。

それと、最初に石井委員からおっしゃっていただきましたけれども、要するに全体の修復、原状回復計画と再生計画というのは一体になっておりますので、この協議会では一体として考えておりますので、そういうことも踏まえての完了ということを考えていただきたいと思います。

それとがれきはちょっとこの後、時間もうあまりないですけれども、また御意見をいただければと思っています。

これに関しまして何か御意見、コメント、ございますか。

無ければ次回以降、このブレイクダウンした内容の議論を深めてまいりたいと思っております。

以上で今日ご準備いただいた報告事項なり協議事項につきましては一応検討をさせていただいたということで、あと、その他として次回以降のスケジュール等がございますが、ちょっと若干、最初申し上げましたように、若干オーバーするかも分かりませんが、大震災のがれきに関して何か皆様、どういうふうにお考えかというのを、御意見を頂戴したいと思っておりますので、どなたからでも結構ですので御意見をいただければと思います。

澤口さん、いかがですか。一般論で結構です。非常に発言しにくいだろうとは思いますが。

澤口委員： 先ほど、会議の冒頭に古市委員長と少し話をしたんですけれども、テレビでしか見てないんですけれども。津波の恐ろしさ、すさまじいがれきの量ですよ。あれは本当に言葉が無いというか。そのことで蝦名副知事もおっしゃっていましたが、青森の方で何かできることがあれば協力をしたいということでありまして、私も青森県人の一人として、できることがあれば喜んで協力をしたいと思うところでありまして。そのがれきを、まず片付けないことには、確かにあの状況ではこの先全く目途が立つような状況ではないと思っておりますので、そのことで、これを直接、田子に持ってくるどうのこうのでもなく、何か

できることがあれば協力をしたいと思っています。

古市会長： ありがとうございます。

福土委員、先ほど少しがれきのお話をさせていただきましたけれども、何か御意見、ございますか。

福土委員： 非常に発言しにくい内容ですよね。考えてみますれば、元々不法投棄のゴミがあったところをやっとの思いで片付けてということですよ。ですから、やる、やらないというのは相当議論をした上だろうと思います。やっぱり地元の皆さんの、あと青森県のお考え一つではないかとは思いますが。技術的にはもうあんないいところはないわけですね。もう全部揃っているわけです。あとちょっとやれば仮置きぐらいは簡単にできそうなところですね。だけど、やっぱり地元の御意見をまず聞いてからでないで、我々、云々するような話ではないと思います。

古市会長： はい、中澤さん、いかがでしょうか。いいにくいのはよく分かっていますので、一般論として、一国民として御発言下さい。それと地域の問題ということで、地域の代表として発言するということは結構だと思いますので、もちろんね。その前に国民として。どうぞ。

中澤代理委員： この話につきましては、実は昨日、町長が急に来られなくなったということで、私も町長と話をしていたわけですが、総論としますとやはり町としてもそういうものに協力をしていくということはやっぱり前向きに考えなくてはいけないのかなというふうに町長も述べておりました。これはおそらく町民にしても同じじゃないかなと思います。

ただ、現実的には、今、この不法投棄の現場については原状回復という廃棄物の撤去、まずこれが済まないで、済んだ後に例えばそれをどういう形で受け入れるなり、あるいは一時保管なのか、その辺を含めて総論の部分としてはいいとしても、各論的にはかなりクリアしなくてはいけないのが相当あるのかなと。ただ、やはり今の段階ではやっぱりまず不法投棄された廃棄物の撤去をしないことには、例えば受け入れるにしても何にしても、それはちょっと無理なのかなということで、今、去年廃棄物量が増えて25年度まで延びるということになりましたけれども、現実的には25年度以降にしか現実的には対応できないのかなというのが今の頭の中だということです。

古市会長： はい、時期的なことをいえば、例えば宮城県の場合、10年計画を立てておら

れて、最初の3年が現状修復ですよ。それから後の4年間で、真ん中4年間で再生、後の3年が拡大といいたいでしょうか、発展、そこまでつなげるとというのが今回の大きな国の方針でもありますよね。同時に、日本全体の経済の再生も、技術の革新もということも含めてやろうということですよ。まあ、それは置いておきまして、要するに3年、4年、3年ということで、がれきの処理にしても、1年目でとりあえず撤去するが、3年まではやはりかかるわけです、全体を撤去するまでに。いやいや、現地のがれきを除くのに。ですから、受け入れるとしても3年目以降、少なくとも3年くらいはかかるでしょうというようなスケジュールだろうと私は思います。下手をすると、これ全部処理・処分していくと10年以上かかるんですよ。それは大変な問題だと私は思っております。ですから、今のところはそれはまだ生活基盤、インフラ整備のところだけに、本当に最低限の生活をするためのことにしか目がいていませんけれどもね、これから復旧していくためには更なる検討を真剣に考えなくてはならないと思います。

すいません、溝江さん、お願いします。

溝江委員： がれきの利活用の前に、バイオマス発電のことについてですが、青森県バイオマス研究会、それから八戸市バイオマス研究会というのがあって、どちらにも出席しました。青森県のバイオマス研究会はちょうどこの部屋で3年前に、それから八戸市も実は同じ講師の方をお迎えして、古市先生は御存知だろうと思うのですが、私ちょっと名前をど忘れしたんですが、東北大の先生がメインの講師で、その時には、青森県というのは実はリンゴの剪定枝をはじめバイオマスエネルギーの原料が実に豊富だという形で、市町村別にどのくらいの原材料が見込めるかという資料も提示して、こういうことだから原材料が実に抱負ですよという形で説明をいただいたことを今思い出しています。

それから先日の新聞で、アメリカの研究者ががれきを利活用してバイオマス発電というのは他のエネルギーに比べて期間も比較的短期的で、そして経費も安いということを提案していたので、なるほどなと、それを思っていたのでいただきました。

古市会長： ありがとうございます。多分、原発等がダメになってきてトーンダウンしてくると、やっぱりエネルギーをどこかで確保しないといけないということ、多分、再生エネルギー、自然エネルギーの比率を上げざるを得ないということになると思うんですね。それが太陽光なのか風力なのかバイオマスなのか潮力なのか地熱なのかということですからけれども。バイオマスがかなり有望であるというのはヨーロッパでは、もう多いところだと、エネルギーのどういう算定に

よるかによっても違いますけれども、50～60%を要するに再生エネルギーで賄っているというのが現状ですね。かなりこれから有望であろうとは思いますが。

はい、石井委員、お願いします。

石井委員： 一般論になってしまいますけれども、この不法投棄現場も、ある意味、特措法ができる前までは非常に苦勞をして、いわゆる特措法というのができて、いわゆる公的資金を用いて、当然県の税金も用いながら、ある意味、修復が進んでいると、ある意味助けられたということだろうと思います。ですから、やっぱり助けられた、前にも僕はこの委員会でいったことがあるんですけども、助けられたので恩返しをするということで、基本的な精神としてはそういった今回のこういうような社会状況の震災のこういった問題になる時に、何らかのできることをやるというのは、ある意味自然なことではないかなと思っています。

それからもうちょっと突っ込んだ話をすると、今、お話があったバイオマスエネルギーとかというのは、本当に街を変えるといいですか、本当に街の生き方といいですか、地域振興に非常につながるし、かつエネルギーにもなるということで、ただ単に不法投棄現場の問題ではなくて、本当に田子町さんが本当にそういうものをチャンスにますます発展できるチャンスがあると思いますので、是非とも御検討をいただければなと思っています。

古市会長： ありがとうございます。冒頭申し上げましたけれども、復興7原則、復興会議の1番の眼目は、要するに国民全体の連帯と共生、助け合いですよ。絆という言葉を使っていますよね。それがやっぱりベースでしょうねということ。実は、国家公務員、我々も公務員じゃないんですけども、でもこういう時は一緒になっちゃうんですけども、10%給料がカットですね。地方公務員の方も多分10%カットが要請されておりますけれども、そういう、皆で助けないとダメだという状況。そうでないと日本が潰れちゃうという状況だろうと思います。

ということで、宇藤さん、お願いします。

宇藤委員： 不法投棄に関しましては、長年にわたっている、何か不審を抱くことが多い部分でございました。ただ、このがれきとか震災によって起こったこういうものに関しては、姿が見えないものではなくて、ある程度私どもも確認出来るものだと信じておりますので、いろいろバイオマスエネルギーとかそういう面では私はまだ未熟者でよく分かりませんが、田子町にとって、田子町というか皆さんにとっていいものであったら是非いろいろ検討をして進めて行

けたらどうなのかなと、今の時点では思っていました。

古市会長： そういう意味では不法に捨てられたものではなく、身元がある程度、まあ、がれきですから混在しますけれども、多分、一時仮置き場、現地で仮置き場で選別をするという形になると思います。ですから身元のある程度ははっきりしたものがくるんだろうと思います。特に、その中でも再生エネルギーにつながるようなものが来るといいねという、そういう話だろうと思います。

じゃあ小田さん、お願いします。

小田委員： いろいろ皆様のお話を聞いて、田子の地域でいろいろ不審を抱きながら、そしてようやくここまで撤去の目途がついてきたという中でのことですけれども、それでもやはり共助の精神で、そこにまたこれから10年もかかるがれきの仮置き場にしてみてもとか、それからバイオマスの施設を造ってこれからまた新たなスタートの機会にするのも、というような、いろいろなお考えが出てきていますので、是非、まずは完全撤去だと思いますけれど、それから後のことも、やはりこの東日本大震災のことに少しでも受け皿として考えていくということとはとても大事だなと私、思いました。

古市会長： ありがとうございます。もちろん、完全撤去というのが本分でございまして、その上での余裕を持ってやっていくということだろうと思います。

小保内さん、お願いします。

小保内委員： 発災当時から、近隣の県の方々には大変お世話になっておりまして、被災地に一早く入っていただいたのが北海道から来た霊柩車の方々、30台でありました。その方々が、青森県南、そして秋田・横手方面まで亡くなった方々を運んで火葬をしていただきました。そういう意味では、これから皆様方にこのがれき等につきましてもお世話にならなければならないことが一杯あると思いますが、ひとつ、そういう場合になった時にはよろしくお願いしたいと思います。

古市会長： ありがとうございます。やはり地域主体ということがやっぱり重要なことだと思いますので、なおかつ、被災された地域、県がどうしたいというのが一番の要件だと思います。ですから岩手県が必要であると感じていただいたら、その受け皿としては「ありますよ」とか、次の段階としてそういうようになるんだと思いますね。ですから、そういうことも考えながら進められるといいなと。これを機会に、これを機会にといえど怒られますけれども、岩手県と青森県がさらに親密になっていければいいなと私は思いますけれどもね。それが

いろんなところでプラスに働いてくるんだらうと、大きな目を見た時にプラスに働いてくるだらうと思いますので、是非そういうことも視野に入れながらこの協議会の中身を検討したいと思っております。

名古屋部長： 会長、よろしいですか。

古市会長： はい、どうぞ。

名古屋部長： 災害廃棄物のお話が出ていますので、現状、どうなっているのかということをお報告いたしたいと思っております。

先月、4月8日でございますが環境省から照会がございました。東日本大震災で被災した岩手・宮城等からの大量の災害廃棄物について、受け入れ可能な廃棄物の種類、量などに関する調査でございました。

本県におきましては、4月15日、本県も被災県であり、目下、県内の災害廃棄物の迅速な処理に向けて作業中であると。本県の処理の目途が立ち次第、岩手県等の災害廃棄物の処理について協力をしていきたいということで、具体的な種類、量などについての回答は保留しております。

4月19日ですが、環境省の方で全国の調査結果を公表してございまして、広域処理体制の構築について、こういうふうになっていきますということが報道されております。

本県の処理状況でございますが、4月21日現在、ちょっと古いのですが、本県の発生した災害廃棄物の量が161,000トンの推計でございます。この量でもってしても県内の21年度の一般廃棄物の処理量の約3割に相当しております。これには、造船所とか大手の製造業の工場などから排出される分がまだ含まれておりません。最終的にはこれを上回るだらうというふうに考えております。

災害廃棄物の撤去は、今現在は、仮置き場への集積が6月を目途に大体終了できる見込みでございますが、処理にはその後、1年以上を要するという見込みでございます。5月11日現在で処理された産業廃棄物は約5千トン弱でございます。

以上が現状でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。情報提供、ありがとうございます。

もうそろそろ時間がきましたのでこれで終わりたいと思っておりますけれども、冒頭、蝦名副知事がおっしゃったように、マルチン・ルターのを引かれて、明日のためにリンゴの木を植えようという県民性を持った青森から元気を発信していこうと。知事も東北は一つであるという青森で頑張っていられるというこ

とですので、多分、熱い思いでこれをやっていかれるというふうには思います。県におかれましても、よろしくご審議のほどをお願いいたしたいと思いません。

それではマイクをお返ししますので、よろしくお願いします。

事務局さん、お願いします。

事務局： それでは最後ですけれども、資料7、今年度の協議会の日程です。時間もないので簡単に御説明します。

今年度、あと都合4回実施しようと考えてございます。次回、第38回協議会につきましては7月23日、八戸市で、第39回協議会については9月24日、八戸市で、続きまして第40回協議会につきましては11月12日、青森市で、第41回協議会につきましては来年の3月17日、土曜日、青森市で、という形で開催したいと考えてございますので、よろしくお願いします。

以上です。

古市会長： 私の役割は終わっていますので、どうぞそちらで。

中澤代理委員： これはお願いでございますが、この協議会、この4回の審議会、岩手県と重なっております。これはできたら調整をして、別個の日に設定していただけるように、これはお願いを申し上げたいと思います。

古市会長： すいません、重なっておられる方がおられるという意味ですか。

中澤代理委員： 2回、岩手県と日程が重なっているということです。

古市会長： そういうことですか、そういう意味でね。相互に本当は、前は県の担当者が相互に行くというお話でもあったんですけどもね。要するに、情報伝達とか。ですから、その辺、一緒にやるのがいいのか、まずいいのかというのはいろいろあると思うんですよね。ちょっと検討させていただくということになろうと思います。ありがとうございました。

司会： 古市会長には議事進行、そして委員の皆様には熱心な御協議をいただきまして大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第37回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

本日はお疲れ様でした。